

同年十一月ノ五節二十三日ノ豊明ノ節會ノ夜、闇打ニセント支度アリ、忠盛此事風聞テ、我右筆ノ身ニ非ズ、武勇ノ家ニ生レテ、今此耻ニアハン事、爲身爲家心ウカルベシ、又此事ヲ聞ナガラ、出仕ヲ留ンモ云甲斐ナシ、所詮身ヲ全シテ君ニ仕ルハ忠臣ノ法ト云事アリト云テ、内々有用意下略

〔續日本紀三六〕天應元年四月辛卯、詔云、○中古人有言、知コトヲシル子者親ハオヤト止○止奈聞食、此王波弱時余、朝夕止爾從天、至今天、怠事無久、仕奉乎見波、仁孝厚王爾在止奈神奈我所知食○下略

〔太平記三十七〕尾張左衛門佐遁世ノ事

中將殿モ人ノ申スニ付、安キ人ニテ御座ケレバ、ゲニモ見子不如父、サラバ當腹ノ三男ヲ面ニ立テ、幼稚ノ程ハ、父ノ大夫入道ニ世務ヲ執行サスベシト宣ヒケル、

〔源氏物語二十四〕なにごとも思ひしり侍らざりけるほどより、おやなどはみぬものにならひ侍て、ともかくも思ひ給へられず、なるときこえ給さまの、いとおいらかなれば、げにとおぼいて、さらば世のたとひの、ちのおやを、それとおぼいて、をろかならぬ心ざしのほども、みあらはして給てんやなど、そちかたらひ給、

〔徒然草下〕心なしと見ゆるものも、よき一言はいふものなり、あるあらゑびすのおそろしげなるが、かたへにあひて、御子はおはすやととひしに、ひとりももち侍らずとこたへしかば、さては物のあはれは知り給はじ、情なき御心にぞものし給ふらんと、いとおそろし、子ゆへにこそよろづのあはれは思ひしらるれといひたりし、さもありぬべき事なり、恩愛の道ならでは、かゝるもの心に慈悲ありなんや、孝養の心なき者も、子もちてこそ親の志はおもひ知るなれ、

〔土佐日記四日〕○承平六をんなこのためには、おやをさなくなりぬべし、玉ならずもありけんをど、人いはんや、されども死にし子、かほよかりきといふやうもあり、